

神戸学院大学 図書館表彰基準の取扱要領

制定 2009年1月28日

改正 2010年7月 8日

(経過措置)

1. この図書館表彰基準の取扱要領は、「学生とともに創る活動的な図書館」をめざし、図書館の利用促進のため、当分の間、試行的に表彰するものである。

(予算)

2. 表彰に関わる予算については、当分の間、図書館配当の経常費により充当する。

(候補者の選出)

3. 図書館表彰選考委員会（図書館・情報処理センター事務部長、グループ長、リーダー、有瀬・ポーアイ図書館の業務責任者、5名）において候補者を選出し、図書館長へ推薦するものとする。なお、選出に当たり、自薦・他薦を問わず、学内掲示・図書館ホームページ等により公募するものとする。

(候補者選出の基準)

4. 図書館関係行事・催し物などで、図書館の利用促進に著しく貢献する団体・個人を候補者とする。なお、おもな基準は、次のとおりである。
 - (1) 読書ラリーや選書ツアーなどの図書館各種行事で熱心に参加した個人
 - (2) 図書館学生ボランティアとして図書館活動に貢献した個人
 - (3) 図書貸出冊数など利用状況が顕著な個人
 - (4) 図書館展示会やクラブ展示など、図書館の利用促進に貢献した団体・個人
 - (5) その他、上記以外の内容で、図書館に貢献した団体・個人

(表彰の内容)

5. 表彰の内容は、次のように区分する。
 - (1) 図書館長賞 図書館の利用促進および図書館活動に最も貢献した団体・個人
 - (2) 図書館活動賞 図書館活動全般に大いに貢献した団体・個人
 - (3) 図書館奨励賞 図書館の利用促進に貢献し今後も大いに期待できる団体・個人

注) 図書館活動とは図書館が主催する企画・イベント

(学生ボランティア、読書ラリー、学生選書、展示企画等)

(候補者の人数)

6. 各賞の候補者の人数は次のとおりとする。
 - (1) 図書館長賞 団体の場合1団体、個人の場合1～2名
 - (2) 図書館活動賞 団体の場合1～2団体、個人の場合若干名
 - (3) 図書館奨励賞 団体の場合1～2団体、個人の場合若干名

(副賞)

7. 各賞の副賞は、次のとおりとする。
 - (1) 図書館長賞 5,000円分の図書カード
 - (2) 図書館活動賞 3,000円分の図書カード
 - (3) 図書館奨励賞 2,000円分の図書カード

(取扱要領の改廃)

8. この取扱要領の改廃は、図書館運営委員会の議を経て行うものとする。

この取扱要領は、2009年1月28日から施行する。

附則（2010年7月8日）

この取扱要項は、2010年7月8日から施行し、同年4月1日から適用する。